

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第31号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年1月13日 05時10分ごろ
発生場所	愛媛県愛南町小地島北岸 愛南町所在の高茂埼灯台から真方位304° 2.7海里（M）付近 （概位 北緯32° 55.9′ 東経132° 25.9′）
事故等調査の経過	平成26年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十八共栄丸、194トン
船舶番号、船舶所有者等	116910、共栄海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	球状船首に亀裂、両舷ビルジキールの船首部に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が、単独で操舵輪の前に立って手動操舵に当たり、高茂埼北西方沖を南南東進中、暗闇の中、船首方に小地島の島影を認めていたが、まだ距離があると思っていたところ、平成26年1月13日05時10分ごろ小地島北岸の岩場に乗り揚げた。 船長は、慌てて機関を中立とした後、船内外の点検を行い、異常がなかったため、上げ潮を待って離礁し、愛媛県宇和島市宇和島港に帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：07時13分
その他の事項	本船は、船首喫水が約1.2m、船尾喫水が約3.8mであった。 船長は、GPSプロッター及び0.75Mレンジとしたレーダーを作動させていたが、レーダー画面を見ていれば、前方が見えにくくなるので、狭い所を通航するときは、目視で見張りをしていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、高茂埼北西方沖を南南東進中、船長が、船首方に小地島の島影を認めていたが、目視により、距離があると思ひ、航行を続けたことから、小地島北岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、高茂埼北西方沖を南南東進中、船長が、船首方に小地島の島影を認めていたが、目視により、距離があると思いい、航行を続けたため、小地島北岸の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船位の確認は、目視のみでなくレーダー、GPSプロッターなどの計器を適切に利用すること。